

## 農村経済研究の40年

### Investigation on Rural economy in Forty Year's

菅 沼 正 久

Masahisa Suganuma

#### 目 次

##### 前 言

- (1) 農産物の流通・価格問題
- (2) 農産物の流通と価格形成
- (3) 農産物市場体系
- (4) むらと農村
- (5) 中国農村研究の40年

##### 追 憶

#### 前 言

長野大学在職25年を以て、この3月31日に定年退職する。一つの節目ではある。いまから25年まえの1968年3月末のある日、協同組合経営研究所(1956年4月就職)研究員の退職を思い立ち、辞表を提出したのち、研究所参与の近藤康男先生を上高井戸のご自宅に訪問して、お礼を兼ねて退職の挨拶をした。

先生から「勤務経歴の空白期間を生ずるのはよくない。就職しなさい。たまたま本州大学から教員推薦を求められているのでどうか」との話を承った。お薦めにしたがって、前野良先生に会い、求められるままに招聘に応じた。4月2日頃であったと思う。新宿の「紀伊国屋」3階の喫茶店「ブルックボンド」でのことであった。

その翌日から九州大学で開かれた農業経済学会大会に出席した。たまたま(?)合流した阪本楠彦(東大農学部)・古島和雄(東大社会科学研究所)・菅野俊作(東北大教養部)の4名で、九州大学経済学部の馬場克三先生を室見のご自宅に訪問した。この4人が顔を揃えたら、どういうことになるかよくご存知の馬場先生ご夫妻から定石通りの接待をいただいた。

宴たけなわのとき、馬場先生が明日手術入院の

由洩らされると、早々に退散という仕儀となった。

九州から帰ってのち、たしか4月6日に新学年第1回の教授会が招集され、はじめての出勤となった。本州大学助教授任命の辞令は、4月1日発令であった。その年から数えて25年で退職となるのであるが、1992年12月25日に65歳となり、定年を迎えたからである。

定年退職は一つの節目であるが、それはまず在職25年の終了という節目である。また、1952年にはじめて長崎県北松浦郡御厨村郭公尾部落の調査を実施してから、1992年1月に長野県伊那市の農協調査を実施するまでのあいだを数えると、あたかも農村調査40年という節目である。また、1953年に社団法人中国研究所所員となり、日中友好の事業に参加したことを起点とすると、1993年4月は日中友好40年という節目である。

1992年5月20日には河北大学代表団を迎え、長野大学・河北大学の学術交流協定調印式を開催した。同年11月12日には上海の復旦大学日本研究中心から、鄭勵志、陳建安の両夫妻を迎えて、同じく学術交流協定調印式を開いた。私の日中友好40年の節目として、錦上一筆を得た感が深い。

さまざまの意味の節目ではあるが、この文章は「農村経済研究40年」としてまとめる。「長野大学在職25年」とすると、25歳から40年を経た農業経済学研究的な累積を包含するのに難しい。日中友好もしくは日中交流の40年を主題とするわけにもいかない。その方面の仕事は私の歳月にとって重い意味があるが、また最近14年間の中国との学術交流が、私の農業経済学の研究的方法論に与えた示唆は深い。しかし、そうであればますます、農村経済研究の40年を主題とするのが理に合うことになる。私の農業経済学研究は私の同時代人と共通して、まず農村調査に始まり、農村調査に回帰する。近

藤康雄先生から得た教示は大きい。

### (1) 農産物の流通・価格問題

私はその解明を迫るべき課題とした「農村の価格流通関係」は、戦後農地改革によって土地所有制度改革が一応の結着をみたあとの農村の主題をなす。1953年に議員立法によって成立した「農産物価格安定法」はその里程標である。時期を前後して、茨城県の山口武秀氏を指導者とする常東農民組織総協議会の甘藷価格闘争が記録される。農地改革によって農地所有による農民搾取問題が解決された。そのあとは政府=独占資本家階級と農民のあいだの主要矛盾は、農村の流通・価格問題であり、農民運動の主題は価格闘争に移ったとする認識が生まれた。

そこに単絡があった。主要矛盾が流通・価格問題であるとするのは正しい。しかし、その価格問題が一つの郡市、地方ごとにはじまる農民運動の主題であるとする認識は外れた。価格問題、つまり売り買い問題は闘争という形式になじまない。闘争という手段を要しない。公平公正な等価交換によって、搾取が成立するのであるから、闘争の形式は機能し難い。これは1955年頃になると農民自身が解答を準備した。

昭和年号で云う昭和30年代の10年間、私はこの流通・価格問題を主として農産物流通・価格問題として、調査研究に従事した。(1)方法としては流通範囲が広範であり、価格体系(生産者価格、産地価格、消費地市場価格、小売価格など)が鮮明であり、多くの農家=生産者が、しかも主業的に関与する、そのような大宗品目の農産物を選んだ。(2)また、生鮮食料品としての農産物、加工用原料としての農産物、その専用品種などの角度からも、調査研究を進めた。

(3)その調査研究方法の必然の所産が、いわゆる「主産地」論である。その概念はまず、商品化率が高い農産物がその地域の主品目の地位を占める。つまりおおむね農家の全階層に生産が普及した品目であり、反面、主要都市の卸売市場で比較的高い占有率を維持している産地である。また、生産と出荷流通が大量であることの反面として、農協共販の軌道に乗っていて、農協共販事業が生産・

出荷の過程で指導的な役割を演じてもいる。のちに登場する「野菜生産出荷安定法」(1966年公布)の「指定産地」の条件は、主産地概念と近似する。

### 商業的農業と流通・価格問題

ここで、農産物の商品化あるいは商業的経営に敷衍しておきたい。小農経営の商品生産は、ある程度の自給用現物生産と併存することを予想して、小商品生産という性格規定がある。しかし、現代日本の米作農業の商品生産、商業的農業はかなり純度の高い、自給分を脱脚した商品生産であり、その限りでは小商品生産の域をはるかに超えている。しかし、やはり特殊な商品生産である。それは農業に不可避的につきまとう、特殊な分業、分業の特殊性を反映している。

農業における分業は工業におけるような部品生産を基礎とするものではない。農業では部品生産を欠く。播種、肥培管理、収穫の各作業種類・工程は、時系列的に継起するものであって、これを部品生産化し、パラレルに同時進行させることはできない。農業では生産の全工程についての分業は成立しない。その種の分業にもとづく商品生産も成立しない。農業の分業は穀物生産、青果物生産、畜産といった農産物種類の間に分業として成立する。同一農産物種類の内部の品目、野菜の内部の大根(根菜)と白菜(葉菜)との間に分業が成立する。結球白菜について長野県、茨城県、群馬県の産地が成立するのは、東京市場の秋季出荷と云った具合に、特定市場の特定期間におけるもので、この時期には、いわゆる主産地生産が品質・コスト・数量の面で競争的優位に立ち、その条件のもとで特定産地が量産、高い商品化率という内容の商業的生産を展開するのである。農業における商業的経営、商品生産の基礎に、立地生産があり、立地を基礎にした品目間・種類間に分業が形成される。

私が着手した農産物価格・流通研究は、1950年代の中期以降であり、野菜、肉畜、果実、採卵鶏、酪農(市乳)、水稲作といった種類において、商業的経営が発展した時期である。商業的農業の発展と相補相成の関係で、価格・流通研究が発展した。1955年頃においては、研究者の数は少なく、研究方法も未熟な、創成期であった。1960年代当時においても、そしてある程度の意味において今日で

もなおそうであるが、この研究分野は研究水準が低く、理論的研究が実務的研究から自立するに至らず、混然の状態がつづく。

専門研究者が実務的研究を理論的研究として誤解する傾向を否定できない。反面、農産物価格論研究も地代論もしくは市場価値論研究の次元を抜け出していない。市場(機構)研究、市場流通研究の基礎を欠く農産物価格論研究の状況がある。農産物流通研究も価格論研究が地代論、価値論の領域を脱却できないため、価格形成の具体的認識に欠けるものが多い。食糧管理制度もとの米穀流通や、系統農協の販売事業品目の農産物流通においては、物的流通は商的流通と相対的に自立している。

農産物流通における物的流通の相対的自立は、商的流通にさまざまな問題を提起している。例えば価格形成機能が売買当事者、需給当事者の手から離れて、第三者機関に移った。また、価格が需給均衡価格として形成されず、生産費補償価格もしくは消費者適正負担価格などの政策価格として形成される。いずれにせよ商的流通機能の退化は一般的傾向である。

1980年代を目前にひかえて、政府の農政審議会は「80年代の農政の基本方向」を答申した(1980年10月)。その主要な論旨は、農産物価格政策の転換の提唱であって、従来政策価格がはたしてきた所得保証機能を解除し、需給反映の市場価格を基調とするというものであった。この提言の前提は、農業生産の価格弾性関係であって、市場価格の騰落を反映して、農業生産が伸縮する図を予想したことである。

日本農業、農家経済の現実はそのような素質をいちじるしく欠くに至っている。農産物価格形成の市場法則を考察するとき、マルクスのつぎの見解は考慮に値いする。「分割地農民にとって搾取の制限として現われるもの」について、マルクスはつぎのようにのべている。

「小さな資本家としての彼にとって絶対的な制限として現われるものは、本来の費用を差し引いてから彼が自分自身に支払う労賃にほかならない。生産物の価格が彼にこの労賃を保証するかぎり、彼は自分の土地を耕すであろう。そして、しばしば、労賃が肉体的最低限に達するまで、彼はそう

するであろう」(『資本論』大月書店版P.1032)。

私の解釈を加えると、ここで云う分割地農民は「最劣等地」の耕作者としての彼であり、その彼が農産物価格によって得る所得、「彼が自分自身に支払う労賃」が、その社会的水準の家計費を充足する額以上でなければならない。社会の農産物需要はそうした最劣等耕作の彼を必要とするのであり、また社会は「彼が自分自身に支払う労賃」が所与の社会的水準の家計費を充足する水準以上であることを保証するであろう。もしその水準が保証されなければ、彼は耕作を止めるであろうし、そのことは社会にとって必要農産物の喪失に至るのである。

ここに略述した状況は1960年代には存在したと思う。この時期は最下層の零細農民は、中上層農家の雇用による農業労賃と自家農業所得によって、「自分自身に支払う労賃」を得ていた。農産物価格はそうした水準で形成された。

しかし、1970年代の全般的兼業化の状況の到来においては、状況は一変した。とくに一般的農家においてその家計費が農産物価格＝所得による充足から、農外兼業所得による充足へ移行するにつれて、「生産物の価格」と「彼が自分自身に支払う労賃」が「土地を耕す」限界として相互に反応する関係は後退する。こうした農産物価格の騰落が一義的に土地耕作の伸縮、転換をひき起こす関係は消える。したがって農政審議会答申が期待するような、農業生産(ある特定種類、品目の農産物生産)の増減が農産物価格の形成に影響する状況は存続するとしても、逆の関係農産物価格の形成が農業生産増減を刺激する関係は弱まる。

とくに農産物価格の上昇が農業生産を刺激する関係は単純ではない。それは農家階層が異なるにつれて、農産物価格－農業所得－家計費充足の連動関係が異なるからである。例えば第II種兼業農家のばあい、生活水準が高く、家計費支出額も大きく、その農業所得依存の度合いが低い。この階層は農産物価格の騰落の農業生産刺激効果が鈍い。反面、基幹労働力のある専業農家のばあい、一般的に云って、農産物価格の騰落動向にたいし鋭敏であると云うことができる。

「新しい上層農」と農産物価格。1970年代を通じて農村の兼業社会化が進行した。兼業農家が農村社会の支配的多数を占める状況が出現したが、そ

これは農業の現代化＝機械化という技術革新を基調とした。農業機械化による省力が、伝統的な稲作＝耕種農業生産力を維持したままの状態、農家労働力の農外兼業就労の構造を可能とした。反面、兼業所得は高い水準の家計費を充足し、そのうえで積極的な機械化投資を促進した。

農家戸数の10%を占める基幹労働力を有する専業農家も、機械化の達成の点では共通する。専業農家は「新しい上層農」あるいは「企業的農家」という呼称が示すような、農業経営上の新しい特徴をもっている。それは高度な技術装備であり、物財費にしめる機械化費用が多く、いわば下放直的な生産費構成となっていることである。

この専業農家の経営上の戦略、投資決定要因は二つある。一つは農産物価格の動向であり、もう一つは生活水準＝家計費支出の動向である。後者の生活水準＝家計費支出の動向は、その農村社会の規制力量である兼業農家の家計費支出の影響を受けるものであり、専業農家はそれを一種の「社会的強制力」として受けとめる環境にある。兼業農家がリードする生活水準の向上、家計費支出の増加という圧力を受けて、専業農家は新たな農業所得の追加を模索する。

農業所得の追求は、農業経営＝土地耕作の規模拡大を基調とする就労場面の拡大に至る。それは家族労作経営、夫婦経営のもとでは必然的に省力を要求し、機械化投資を招く。その機械化費用の増嵩を主とする物財費支出の上限を規定するものが、農産物価格である。反面、農産物価格の下限はこれらの専業農家層（その最下層）の物財費支出を充足し、そして社会的水準としての家計費に見合った額を自家労賃として保証するものでなくてはならない。

この専業農家階層は例えば水稲作では3ha層以上である。そのばあい水稲作の兼業農家は3ha以下層にぞくし、単位面積当りの物財費は見なし支出額をふくめて、専業農家層と比べて高額である。しかし、自給肥料、農作業小屋などの見なし価格は、実際の貨幣支出を伴わないので、経験的には物財費を構成しない。資本金子、地代も同様であって、専業大規模農家においては、それは実際の借入れ資本金子であり、借地地代であって、費用として計上されるものであるが、小規模経営の兼

業農家においては多くのばあいは見なし支出額にとどまる。かくして、単位面積当りの物財費、資本金子、地代などは専業大規模農家において高額であり、農業小規模農家において低額である。

## (2) 農産物の流通と価格形成

農産物はその流通と価格形成において、米穀が典型的であるが、政府の介入・関与が多く、政策価格もしくは管理価格として形成される品目が多い。そのなかで蔬菜、果実、畜肉、鶏卵などの卸売市場品目は、市場経済的な価格形成・流通が一般的であり、需給関係を反映している。以下で蔬菜を例にして、流通、価格形成の特徴を略述するが、それは現在の農産物の流通と価格形成が市場経済のもとで、どのような特徴のものであるかをしめす。

### 蔬菜の市場流通と価格形成

蔬菜の市場流通と価格形成の特徴はつぎの如く要約できる。

1. 小規模零細生産と小規模零細消費を媒介する流通である。したがって集荷と分荷の二つの流通段階があり、流通は現代経済社会の大量流通の要請に適応して成立する。

2. 集荷段階では小規模生産は大規模集荷商業資本に直面し、分荷段階では小規模消費は大規模分荷商業資本のもとに置かれる。

3. この流通過程では需給関係が適切に形成されず、均衡価格の形成も容易ではない。流通の過程で商業資本の大量需給が出現しても、零細農家の供給適応、もしくは遠隔地から移送供給を期待することは難しい。反面、都市卸売市場において大量供給が発生し、価格が低落しても、価格弾性反応として、消費購買の大量需要を刺激することは難しい。

4. こうした経常的な需給不均衡状況では、価格形成もつねに供給過剰価格であるか、供給不足価格であって、需給均衡価格の形成を期待し難い。これは基本的には物的流通の不完全に由来すると云うべきであろう。

5. 蔬菜は生鮮食料品であり、流通過程においても植物的成長がつづく。流通過程における商品

価値（使用価値）の変化を防ぐために、保存冷蔵、予備冷蔵などの一種の加工資本投下、付加価値の形成がつづく。換言すると、本来の輸送機能、保管機能とともに冷蔵という生産的機能が流過程に延長される。

6. 蔬菜などの農産物の大量流通には、零細生産、出荷者の零細出荷量を、単一大量の荷口とする手続きが不可欠である。その荷口が単一体であるためには、出荷者が価格、出荷時期および出荷先について条件を付けない、無条件委託でなければならない。それは通常、農協共販の方法で実行される。その場合、販売価格（市場卸売価格）、運賃、包装費などをふくむ共同計算が不可欠である。共同計算は1日単位の日別共計から全期共計まであるが、共同計算期間が長期間であればある程、出荷時期における価格変動の、出荷者の取得価格に与える影響が減殺され安定したものとなる。

7. 市場と競争産地。商業的農業の特徴は、各産地（多くは主産地）が競争関係のもとで発展することであるが、産地間競争は一定の卸売市場を場として出現する。換言すると、卸売市場を中心に競争産地が分布する。その産地は主に主産地であるが、主産地間競争の間隙に零細産地が介入する。例えば、神戸市場には四国、山陽方面の主産地が分布するが、その各主産地の神戸市場出荷の間隙、つまり供給不足期を狙って、神戸市近郊産地から出荷が介入する。

### （3）農産物市場体系

産地間競争が特定の市場を介して形成されるが、各種の市場も直接間接に競争関係にある。生鮮食料品農産物の流通・価格問題の一つの典型として、蔬菜とその市場流通を例示したが、もちろん蔬菜市場流通を以て、農産物の流通・価格問題のすべてとする訳にはいかない。市場体系という観点からみると、政府市場流通（米、葉たばこ）、独占資本市場流通（飲用乳および加工原料乳）、卸売市場流通（青果物および畜産物）、中小加工資本市場流通（醸造用原料穀物、びん・缶詰加工原料）という区分が適切である。

1. 政府市場流通。その特徴は食糧管理法にみるように、法制的市場であり、政府独占が支配す

る。価格は米価審議会の答申にもとづき内閣の決定に委ねられ、物的流通は食糧庁長官の直接管理のもとにある。具体的には指定団体としての系統農協が95%の占有率を以て市場を制圧し、政府管理を実行する。保管は政府指定倉庫（大部分が産地所在の農協農業倉庫）を充用し、入出庫すべて政府のオーダーによる。

2. 独占資本市場流通。1970年代を経て、我が国の食料品市場に基本的な変化が生じた。食料の生産部門（主に農業、漁業）と最終消費の中間過程が、単純な農林水産物流通から、食品産業（食品工業、飲食店）をようする加工、流通、飲食部門の過程に変じたことである。1985年の「産業連関表」を用いた計算によると、最終消費は57兆9820億であるが、その内訳は生鮮食品等14兆6160億、25%である。加工品27兆9120億円、48%であり、外食15兆9540億円、27%である（『昭和63年農業白書』）。これは食料品流通のいわゆる「川下」の状況をしめす数値であるが、最終消費者支払い構成上、加工品が半数近い比重をしめるに至った。乳業資本、製菓資本、ハム・チーズ加工など大小資本が直接にリードする部門である。

これはかつて、養蚕業にたいし製糸資本が支配した分野であり、蚕繭生産者価格が生糸価格から産出され原料繭価格として、いわゆる「掛目」による逆算として計算される慣行がつづいた。この基本的事情は産業独占のリードする大小加工資本と農家のあいだの経済関係に貫徹している。加工原料乳と指定製品の価格関係に代表例をみる。

それは「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」（略称、原料乳価不足払い法、1965年6月公布）に依るもので、まず、乳製品の「安定指標価格」がきまる。これは乳製品の消費の安定に資することを旨として定める乳製品価格である。この価格から乳業資本が酪農家に支払い可能な乳代として、「基準取引価格」が算出される。これが乳業資本が自己の採算から割り出した原料乳価格である。しかし、それは乳業会社の採算を保証するが、酪農経営としては採算割れとなる。そこで政府は加工原料乳地域の再生産を確保するのに足る乳代として「保証価格」を定め、乳業資本の負担に代替して、政府がその価格による支払を負担する。いわゆる「不足払い」となる所以である。

昭和63年度の数値によると、「安定指標価格」は例えばバター 1kg当り1080円である。その原料乳代は1kg当り66円51銭を超えることができず、これを「基準取引価格」とする。この場合留意すべきことは、政府の政策価格が乳業資本の原価を基礎資料として算出されたことである。反面、酪農経営としては、その生産費計算上、原料乳代は1kg当り79円83銭を下まわることにはできない。これが「保証価格」である。政府はこの社会的矛盾を解決し、両者の存立を可能にするための社会的行為として、保証価格と基準取引価格の差額(「補給金単価」)を負担することになる。

3. 卸売市場流通。前述引用の数値にみるように、最終消費からみると、生鮮食品流通、つまり卸売市場流通を経由する農産物はおおむね25%である。ごく最近時まで、米穀等以外の青果物、畜産物の流通は基本的に卸売市場経由であったが、現在は25%にすぎない。時代の変化である。

農家の側からみて、生鮮食料品流通が加工、外食の原料流通と併存し、しかもその比率が4分の1相当となったことは、卸売市場の価格形成が加工原料農産物の価格(多くは原料契約価格)の影響を受けやすい状況となったことをしめす。一部に加工企業、外食企業の卸売市場売買参加がある。このことは卸売市場価格が仲買人、小売商人のせり価格だけでなく、加工企業、外食企業のせり価格の直接の影響を受ける状況になったことをしめす。この状況としてとくに畜産市場における加工肉原料取引を指摘したい。

その影響とは、従来の生鮮食品取引においては、その需要価格は当日ごとの需要を反映するものであったが、加工原料取引が登場することによって、輸入をふくむその製品価格動向、日ごと需要を超えた中・長期の原料需要を反映するに至ったことである。また卸売市場の売買参加人に、一般の零細小売人とは資質を異にした、資本力で優位に立ち、取引数量も大規模な加工企業原料担当者が、価格形成をリードするということである。最近時、卸売市場において、相対(あいたい)取引が拡大する傾向にある。云うまでもなく、加工企業や大型店の大量買付需要である。

元来、零細生産と零細需要、零細消費の媒体として、現代の大量流通に適應すべく、集積機能を

はたすべく出現した卸売市場に、それ自体が大量需要である、つまり大量需要行為を以て、零細生産に対すべく加工企業や大型店が出没すること自体怠慢ではないか。

4. 中小加工資本市場流通。もともと大規模加工資本市場の周辺にあり、加工資本として企業間競争の関係にある。しかし、そこに単なる大資本と中小資本の競争一般に包含しえない特異性がある。例えば、清酒醸造、味噌正油加工、果汁加工、びん缶詰業など。地方の地場産業として成立し、地方産の原料を調達し、地方的需要に供給する。一種の地域独占に似た地位を占める。

#### (4) むらと農協

農村調査研究の歳月のうちの25年間は、本州大学、長野大学の在職にぞくする。この時期は東京大手町の友人との往来が疎遠になり、旧塩田町をはじめとする長野県内の基層社会との交際が密度を増した。大学の用務員、事務員の眼に映じた農協は、大手町農協とは世界を異にするが、尚かつ農家からの距離も否定できない。県連合会や中央会の友人から、農家の農協離れと併行する農協の農家離れの話を書く機会を多く得た。

忘れ難いのは上田財界のリーダーの一人から聞いた話である。市域の長期展望を語る際、商工会議所代表は然るべき役割をはたすが、農協の組合長は県農協の出先機関の人だから、声をかけるには及ばずとのことであった。この点は熟慮した。商工会議所の役員は何百万円もの負担拠出をしてそのポストを得ているが、農協は逆に役員報酬の取得者である。商工会議所役員は構成企業の代表者であるが、農協組合長は報酬を受けとっている農協1企業を代表するに過ぎない。この話は恐らく、農協組合長はその区域の農家を代表するが、それ以上に農協企業の経営者の一人に過ぎない。商工会議所会頭と農協経営者のへだたりを感じさせられる話ではある。

役場の隣りにある農協。農協調査によって把むことができる話と、普通は話題にならない話とがある。前者は役場との関係である。農協は役場の隣りにあって、役場と同じように上意下達的である。ちがいもある。役場は上意下達の仕事を税金

を使って執行するが、農協はマージンや利鞘などの収益に頼る。

話題にならない話の最たるものは、農協と自民党の関係である。系統農協が自民党の集票組織であることは有名である。生協は革新系であり、そのリーダーは社会党、共産党の人たちが多く、いわば革新系である。そして生協は単なる無店舗の組織購買や店舗購買などの小売商業活動にとどまらず、原水爆禁止運動、有機農業運動、安全食品普及など多彩な活動を展開している。かながわ生協がその発展の一時期、勤労者の主婦を「家庭班」に組織したことがあるが、組織活動の典型として注目を浴びた。

それと比べて農協は垂直統合の事業方式、中央集権的な組織体系を特徴とし、基層では個々の農家を組合員として組織する代りに、伝統的な集落の農家関係を一括して「集落農家組合」の網をかぶせるやり方をとった。1970～80年代の農村兼業化の傾向のもとで、その空洞化ないし名存実亡が指摘されている。そのような官僚主義、守旧主義と関係があるが、系統農協はその創立以来、自由党、協同党、進歩党から自民党に至る歴代の保守党の集票組織として機能してきた。

農村調査をするうちに、それにもいくつかのパターンのあることに気がつく。例えば、長野県は「信州社会党」という特異事情のためか、社会党系も(一部、日共系も)、自民党系も系統農協に同居している。日本農民組合の地区・郡協議会の幹部が農協常務理事を兼ねるという結びつきも散見する。隣接の新潟県は事情が異なり、革新、保守両系が系統農協内に同居する例は少ない。上越地方でも三市中蒲原地方でも、社会党のリーダーが単協の非常勤理事に選任される例はあるが、両系同居という関係ではないように思う。農村運動に実績のある長野、新潟両県において、こうした相異なった傾向のあることは、立ち入った考察に値いする。私は新潟県が普通であり、長野県の両系同居、とくに社会党系が系統農協に座席を占める状況が特異であり、研究に値いする事柄だと考える。

組合員自覚に乏しい農家。農協に系統組織という言葉があり、系統利用率という概念がある。「系統一体」性を示唆している。化学肥料を例にとると、1990年度の実績は単位農協の経済連利用率89

%、経済連の全農利用率74%の数字がある。元卸売段階での全農の占有率71%、小売段階での農協の占有率92%である。

こうした言葉が正常に意味する実態は、おそらくいくらかはあると思う。その反面、全農の供給する品目に依存して、独自の仕入れ開発を放棄した経済連、同じ意味の経済連の供給する品目に依存する農協が多いと思う。その基本は全農の供給事業であり供給推進事業である。統計上、系統利用率高位という数字は、全農の供給推進の強力を表現すると思う。

また、最近、全農がしきりと「自主推進」を強調している。それは経済連仕入れにたいする供給推進がメーカー、ディーラーの手に握られ、事務処理上、全農供給という扱いになっている実態のあることを裏書きしている。全農はそうした実態を改めて「自主推進」に切り換えることを強調している。切り換えは難しいようである。

本質は垂直的統合、中央集権であると考え。これを「協同組合原則」に反するという批判は成立するが、協同組合ではないという非難は当たらない。戦時、戦後の時期、農協(農業会も含めて)は農業統制団体として成立し、官僚によって哺育され、今日に至っている。歴史的伝統はけっして色褪せてはいない。

農協の現実の問題は、こうした中央集権的な事業と機構を、農村社会の深層において、如何に機能させるかにある。歴史的には中央集権農協は、農村社会において伝統的な地縁団体である「集落」を基盤とした。その意味では農協は明治33年産組法公布から数えても、昭和22年農協法公布から数えても、自前の組合員組織をつくったことはなかった。換言すると法律上の組合員である農家(組合員農家)は、集落を介して農協と「関係」するのであって、組合員であるとする自覚に乏しい。その意味では、1930年代に「産業組合未設置町村の解消」は成ったが、それは組織化とは言い難いものであった。

1970年代～80年代に農業集落＝農村社会は激動を体験する。兼業化が進み、集落の大部分が農業生産世帯から給料生活の勤労者世帯へと変化し、農協と事業利用面から遊離する傾向が強まった。更にいわゆる「非農家」世帯の集落に移住するも

のが増え、農村は混住化社会へと移行した。こうして如何ような意味でも、中央集権的農協の基盤となる社会ではなくなった。

農協合併が進行した。長野県には1990年度末で89農協（正組合員平均2249戸）あるが、2000年には25農協とするべく、合併に拍車がかけられている。2000年には平均8000戸の組合員の農協となる。全国的には同じ期間に、3574組合が1000組合に統合される。しかし、この農協合併は主に「経営」対策から出発して、事業推進策や組織対策から構想されたものではない。つまり農協の規模を3.5倍にしたら、事業が発展するとか、組織が強化されるとかいった見通しに欠ける。とくに奇怪なことは3.5倍規模の農協は、その経営（財務と損益）が磐石の安定を約束されるものではないからである。つまり、合併を目的とした合併が推進されている。

農協経営者の責任感。合併のための合併という政策に抵抗もなく、是認が与えられているところに、農協の経営者の責任状況が表現されている。ただし、合併によって農協経営の安定が保証されるという筋に疑問がなく、経営者としての期待をかけているのであれば、それは短見のそしりは免れないが、無責任という批判は当たらないと云える。

短見のそしりはかなり広く云えると思う。1980年代を通じて深まった農協経営の危機にさいして、経営者にたいして「危機感なき危機」という批判が加えられた。その真相は経営者として未熟であるために、事業の停滞、市場占有率の低下という経営指標を危機として感得できなかったことである。

この場合、系統農協における責任問題について、二つの点を指摘したい。その一つは、系統農協において非常に特殊な責任体系があり、責任が特定の個人に集約され難いことである。前述の化学肥料の取扱いを例とすると、元卸売り段階の仕入れから農村小売市場の段階にいたるまで、3段階の事業組織があり、それぞれが継起して事業を遂行する関係にある。要約すると一つの事業過程に3段階（単位）の責任単位があり、その責任単位が自立していないのである。こうした事業体系が責任をすこぶる曖昧なものにしている。

もう一つの点は、農協経営者の特殊性である。一般的に農協経営者は組合長、常務理事、専務理事などの常勤理事と参事などの幹部職員から成る。組織選出の常勤理事が中核であることは言うまでもない。その組織選出の理事はもともと、組合員から一人一票方式によって、組合員の代表としてまた農協の指導者として選出されたものである。そしてたまたま農協の企業的成熟という状況のもとで、理事であるがゆえに経営者の任を負うに至ったのである。換言すると農協の理事＝経営者は代表者素質で選ばれたのであって、経営者素質を問われたものではない。それは農協＝協同組合に固有の事情に由来する。

協同組合においては、理事＝経営者が組合員の代表者として、その代表、被代表の関係が親密である程に、協同組合はその企業経営の側面においても、良き顧客関係を期待できる。反面、理事＝経営者が経営者としては優れてはいるが、代表関係で疎遠の関係であるならば、協同組合はその企業経営の側面において、他企業との間にきびしい顧客争奪の競争を強いられることになる。このことは協同組合（企業）が市場経済のもとで不可避に直面する競争において、その優れた競争力は理事＝経営者の代表性にあることをしめしている。

なお、協同組合の理事＝経営者について、株式会社の取締役＝経営者と比べての特質に論及したい。経営者という機能体はもともと株式会社由来し、「支配株取得、取締役、そして経営者」という一体関係のものから、いわゆる所有と経営の分離のうえでの経営者に及ぶ。しかしここでは古典的な概念として前者、すなわち支配株取得によって取締役に選任され、取締役であることによって経営者となる状況を想定する。

このような株式会社における取締役＝経営者と対比して、協同組合における理事＝経営者は様相を異にする。まず選任の方法では、取締役が支配株取得を基礎とし、株主の資本本能＝利潤追求本能を代表するのに対して、協同組合理事は1人1票原則にもとづき、組合員の利益を代表する指導者、代表者として選任される。そして理事機能の一部をなす経営者あるいは経営管理者の地位につく。

したがって、協同組合理事は株式会社取締役と異なり、元来資本の人格化ではない。自分の株



主＝取締役としての私的利益の追求が、株主総体の要求を代表するものとはちがう。また、支配株取得に表現されるような、利潤追求の特技者でもない。協同組合の理事＝経営者は、個別資本＝企業の経営者としては株式会社企業経営者と形式上の近似的関係にあるが、企業経営の性格は相異なる。つまり組合員の利益の代表、需要の充足を基調とする経営体であり、そのような経営者である。

この特殊な役割をはたす協同組合企業経営者は元来難物である。すなわち、(1)組合員の利益を代表する企業経営は本来、成立が困難であること。(2)そのような企業体の経営者それ自体が特殊であり尋常ではないが、そのような経営者としての素質の人材は稀有であること。また、(3)一般に協同組合において1人1票原則に依って選出される理事は、大衆性、代表性において優れてはいるが、天は二物を与えずの教訓のように、経営能力者の素質を兼ねることは至難である。更に、(4)協同組合(企業)が支払い可能な報酬を以て、そのような素質の人材を迎えることは不可能に近いと思われる。

単協経済事業の慢性的赤字傾向。各年の『農協経営分析調査』(全国農協中央会)が明らかにしているように、その部門別損益計算は金融事業の黒字、経済事業の赤字を記録している。換言すると形式上の計算は金融事業部門の利益を以て経済事業部門の欠損を補填する関係である。もう一つは経済事業は全農と県経済連は黒字、単協経済事業が赤字という関係、つまり、形式上の比較をすると、単協経済事業の事業収益への配分を少なくすることによって、連合会事業収益の取り分を確保し、その黒字を造成したという関係である。

この二重の損益不均衡は、その内実はけっして単純ではない。例えば、単協の経営計算上、間接費用(事業管理費など)の各事業部門への配分方法は約束事項であって、必ずしも事実そのものではない。費用支出はしばしば各事業部門共通になされるが、反面、収益取得は必ず、受取金利、購買手数料などのように各事業部門を経由し、各事業部門に帰属するという形式がある。こうした同一企業体における、支出と取得の方法が、金融事業の黒字、経済事業の赤字という関係をつくり出し易くしている、という指摘がないわけではない。

一考に値いする。

しかし、その一考を避けて経済事業の赤字は、農協合併、規模拡大という規模の経済性によって解消されるという説が生まれて、すでに30年を経過した。農協にはなすべき一考を省略する性急がある。

もう一つの損益不均衡について、経済事業手数料の配分の不均衡に由来するという説がある。この点について、連合会の当事者の側の分析作業がないか、あるいは発表されていないから真相は不明である。しかし、そのばあい、連合会の事業機能＝費用支出と収益取得の特殊な関係は考慮されるべきである。

例えば、前述の化学肥料の事業推進方式にみるように、メーカー、ディーラーによる売込み推進、連合会は伝票処理などの事務取扱いと云った方式では、そのような推進業務、記帳業務は、連合会が取得する事業収益と如何なる関係にあるのか。私は連合会の損益関係において、取扱業務と費用支出の間に確実な照応関係に欠けているのではないかと考えている。また、その費用支出との照応関係において、収益取得がなされているとは云えないと考えている。

全国中央会が「部門収支の明確化のための『部門別損益計算』の実施に関する基本方針」(1957年9月30日)を作成してから、すでに36年を経過した。これは「刷新拡充3カ年計画」の事業の一つとして推進された。そして、経済事業部門が計算上、赤字部門になったことが1961年度であるから、これもすでに32年を経過した。このような長期にわたる計算結果の傾向であるから、偶然の結果とみることはできない。事実そのものであるか、あるいは計算上の結果であるか。ここでは疑問のあるところとしておきたい。

1970年代以降の新問題がある。それは農村の都市化の傾向、農村の全般的兼業化の傾向につれて、「農家」＝組合員の農協利用が信用事業、共済事業に偏り、販売事業と生産資材購買事業が減退するようになったことと関係がある。農協の金融事業的跛行的発展、事実上の信用農協化という新問題である。事業構成上、金融事業が単営に近い独走化をたどり、損益計算上も金融事業収益が経済事業欠損を容易に補填する関係が成立した。

この新局面のもとでさまざまな意見が述べられ、さまざまな試みが現われた。販売事業、生産資材購買事業の停滞はそれとして、生活購買事業を経済事業の基軸とする試みがある。この例は多い。しかし、自然成長的に主な傾向となったのは信用農協化、信用事業単営化である。いずれにせよ、農協が「農業生産力の増進」(「農協法」第1条)を基礎として事業を運営するものでなくなったことは否定できない。農協はその企業体の側面から出発し、その「企業それ自体」の存続の方途を模索しはじめた。1000組合と想定される2000年の合併農協は、ことの成否とは別に、姿態をより鮮明にして登場するであろう。

### (5) 中国農村研究の40年

中国農業問題との出会い。定かではないが、1952年のことであったと記憶する。友人の宇佐美直規君の紹介で、宇佐美君と同学の第一高等学校生の佐藤剛弘君と知った。佐藤君は学生中研連合のリーダー(他に松本昭、高浜介二の両君)で、私も多くの学生中研連合の人たちと友人になった。ある日、佐藤君の紹介で中国研究所理事の尾崎庄太郎さんと会った。場所は本郷東大の生協食堂であった。その時、ウィットホーゲルとかマジヤールと云った中国研究家の名前を知った。翌1953年に私は社団法人中国研究所所員(非常勤)となった。毎週2回の定例研究会で尾崎さんのほか米沢秀夫、浅川謙次、野間清、福島裕の先輩・友人から「中国研究」の手ほどきを受けた。その当時、中研では政治分野の研究で岩村三千夫さんが居て、横浜国立大学講師(当時)の本橋渥さんも巨体を見せていた。

中研では当時、佐藤君が農業問題担当であったが、私が参加したので農業問題は私が担当することになり、佐藤君は貿易問題に移った。中国農業問題は尾崎さんから手ほどきを受け、中国から帰国したばかりの野間清さんから、かなり専門的な教えを受けた。中研での農業問題研究は野間さんが愛知大学教授に赴任するまでしばらくの期間、野間さんと私の二人が担当することになった。私は1958年に「現代中国農業論序説」というやや長大な論文にまとめた。その時、私はすでに財団法

人協同組合経営研究所研究員の籍を得ていた。当然、日本の協同組合研究に専念する必要が生じたが、三輪昌男さん、美土路達雄さんから、中国研究を断念せずに継続するようにと激励された。

三輪さんに連れられて東大社研に宇高基輔先生を訪問し、「人民民主主義経済研究」の視野から中国研究に取り組むべく示唆を受けた。数年間、宇高さんを中心に社研からは藤田勇、古島和雄の二人、外部から三輪さんと私、そして佐藤経明さんが参加して、「人民民主主義経済研究会」が続いた。間もなく宇高さんの紹介で山田盛太郎先生の主宰する月例研究会に参加するようになった。山田先生は「再生産構造と農業問題」をテーマに研究会を主催していた。私は山田先生から戦時中の著作『中国稲作の根本問題』(農林省農地課復刊)を頂戴した。そこから中国農業の生産力的研究の示唆を受け、「戸として自立することの困難な生産力水準」という中国農業問題の核心に徐々に接近するようになる。間もなく1959年度の土地制度史学会学術大会の研究報告を山田先生が編集した『再生産構造と農民層分解』(1961年)が出版される。私が学会報告を論文にまとめた「中国の社会主義移行期における農民の階層構成」が同書に収められている。

初見、中国人そして周恩来。1966年11~12月、私は九州大学経済学部の馬場克三先生を団長とする「日本社会科学者代表団」に加わって、はじめての中国訪問の旅に出た。同年8月にはじまったプロレタリア文化大革命の大衆運動が、造反から奪権闘争に移行する時期に当たった。中国科学院哲学社会科学部(郭沫若院長)の招待を受けたもので、馬場団長のほか阪本楠彦、古島和雄、菅野俊作の3先生、そして庄司吉之助、天野元之助の2長老、魯迅の弟子の増田渉先生と云った、普段ではなかなか近づくことの難しい一行に、最若年として参加した。39歳であった。1カ月間、北京、瀋陽、撫順、鞍山、上海、杭州、南昌、井岡山そして広州の各地を歴訪し、行った先々で大串連、運動の紅衛兵と接触した。中国科学院からは宋守礼、姚佩君の両先生が案内役として選ばれた。この訪中旅行は初体験であり、良くも悪くも以後の私の中国観、日本友好観に深い影響を与えた。少なくともこの種の激動社会環境において、中国人

がどういう行動に出るか。都市の激動にたいして、農村は異質社会に呼吸するかの如くであった、という印象が残った。1989年「六・四」の北京争乱と似た、中国社会の風貌であった。

私が中国人社会に深く立ち入り、中国人が私にその胸中を比較的心に許して開いてくれる、そうしたきっかけは周恩来総理との会見であった。1966年訪中ののち、1968年と69年の国慶節式典に中国の招待を受けて、日中文化交流協会の代表の一人として参加した。このとき杉村春子、村岡久平、宮川寅雄、白土吾夫、八木ゆかりの皆さんの知遇を得た。

1970年11月、「中国」の招きを受けて、香港、広州を経て30時間の京広線の旅ののち、北京に到着した。宿舎是北京飯店であり、常山昇、佐々木博一、宮本繁の3人が同行した。先方の接待責任者は王晓雲(外交部)、張雨(国際旅行社)のお二人であったが、滞在中、申健氏(中共中央対外連絡部)とも会う機会があった。

約1週間、日本事情についての基礎的ヒアリングがつづいた。通訳として劉徳有、周賦、林麗韞、そして馮愛珠の皆さんが参加し、唐家璇さん(現外交部次官)とはじめて顔を合わせた。

12月8日。中食を済ましてくつろいでいるところへ、確か李東燮さん(国際旅行社)であったか、「午後は重要な日程が予定されているので、部屋で待機するように」と云ってきた。ある種予感が身体を走りぬけた。こうして夕方4時から人民大会堂の新疆庁において、周恩来総理との会見がはじまった。陪席は郭沫若先生、紀登奎政治局委員候補、姚文元政治局委員ほか数十人の党、政府の指導幹部であった。会談の主な話題は日本農村事情、中国農村事情、食糧事情、農業機械化、中国農業問題と官僚主義、化肥と有機質肥料、日本軍国主義問題、アメリカ穀物の輸入、東南アジア開発輸入、日本の人口問題、工業化と公害、水田農業生産力水準、1970年の「総合農政」、そして日本の政治情勢として三島由起夫事件、米ソ両超大国の覇権主義であった。

会見は4時10分から10時半まで6時間余りつづいた。その概要はのちに『世界』1971年5月号に発表した。一部分の話題、会談後の中共中央対外連絡部責任者との協議は省略し、また当時未公表

の国民経済統計も省略した。12月9日から月末までの約20日間、各地農村を訪問する機会を得た。

河北省遵化县沙石峪の山村の水利建設、湖南省長沙県の水稲作視察、同省韶山の毛沢東の故郷訪問を経て、広州市に至る。一夜、王首道さん(中共中央委員)から蛇料理のもてなしを受けた。北京からわざわざ足を運んで王晓雲さんが同席した。年末ぎりぎりになって、香港を経て帰国したが、深圳まで李洪林、王国慶、そして任志(のち中国農業科学院副院長)の3先生の案内を受け、見送りを受けた。

この1カ月余りの中国訪問は、周総理の知遇を得る機会となり、私にとって生涯忘れ得ぬ思い出となった。そしてこの訪問がきっかけとなって、農村青年がまい年20人前後の集団で中国を訪問し、中国革命の農民運動の経験を学ぶ事業がはじまった。1970年から76年までの期間に8回にわたり、合計124人の農村青年が中国を訪問した。私はその世話人として参画した。

土地革命と農民の「翻身」。中国新民主主義革命の史的展開において、もっとも壮烈な体験は土地改革のほかはない。1947年「土地法大綱」、1950年「中国土地改革法」による土地改革が代表的である。前者は日本敗北後、中国革命が民族解放から、反帝、反封建の人民解放へ移行する段階での土地改革であった。後者は新民主主義革命の遺留した課題としての反封建の土地改革であった。

土地改革は革命の勝利につれて成立した、農村の新たな権力機構としての農民協会によって執行された。単なる地主所有土地の没収と分配ではなく、労農同盟を強化しての革命権力の基礎を堅固なものとする革命であり、土地革命であった。この革命闘争をつうじて、農民は土地を取得し、社会の主人公として生まれ変わった。「翻身」とよばれる変革が進行した。W. ヒントは『翻身ーある中国農村の革命の記録ー』(邦訳、平凡社刊)を著わして、自らが参加した山西省潞城県の土地改革の体験を世に問うた。叙述によると、「土地法大綱」にもとづく土地改革の記録である。

文章のなかに、貧農ー赤貧、次貧ーが土地改革闘争からより多くの分配を受けとるべく、闘争、没収の対象を地主に留めず、富農として階級区分すべきものを敢えて地主として区分するという、

打撃面を拡大する左傾錯誤がでてくる。中国革命の全過程に出没する左傾錯誤の一局面である。私は同じ1947～49年期の、「土地法大綱」に依る土地改革の状況を、山西省昔陽県大寨大隊、河南省新郷県七里営公社劉庄大隊で聴いた。河北省遵化県建明公社西鋪村（有名な王国藩合作社の村）では、「土地改革法」による土地改革が実行された。大寨と劉庄ではやはり「左傾錯誤」があったという話を聞いた。

この路線にかかわる錯誤はどこから生じたのか。それは中国農村全般の貧困に由来し、農業生産力の低さに由来するものであった。貧農が貧困であればある程に、土地改革そのもの、土地・財産の没収と分配そのものによって多くを得ようとする。その獲得の要求を満たすに足りない豊かさが、地主に欠ければ欠ける程に、地主以外の富農や富裕中農に対して、闘争、没収の鋒先が向けられる。こうして左傾錯誤が生ずる。総じて土地改革は壮烈ではあったが、貧農の獲得要求を満たすのに不十分であった。より正確に云うと、貧農は土地といくらかの生産手段を手に入れたが、その土地の生産物は彼らの生活要求を充足するのに足りなかった。つまり、貧農の問題は解決されなかった。なかには土地を手離すものも生じた。いくらか余裕のある中農がその土地を引き受けた。毛沢東は土地改革後の、主に1950～55年の農村情勢をつぎのように見た。

「翻身」農民層の分解。「農村を封建的所有制から解放するというブルジョア民主主義革命……」。しかしこの革命はすでに過ぎさり、封建的所有制はすでに一掃されてしまった。いま農村にあるのは、富農の資本主義的所有制と、はてしない大海原のような小農の所有制である。すでに見られるとおり、最近数年のあいだに、農村における資本主義の自然発生的勢力は日一日と発展して、新しい富農がいたるところに現われ、多くの富裕中農が富農になろうと懸命になっている。多くの貧農は、生産手段がたりないため、依然として貧しい状態にあり、ある者は借金を背負い、ある者は土地を売るか貸すかしている。こうした事態を発展するままにまかせるなら、農村における両極分解の現象が日一日とひどくなることは必至である。土地を失った農民やあい変わらず貧しい状態にある

農民は、われわれが彼らの困難解決を援助しようとせず、彼らを見殺しにしていると云って、われわれを怨むだろう。資本主義の方向に発展する富裕中農もまた、われわれに不満を抱くであろう」（毛沢東「農業合作化問題について」1955年7月31日）。

貧しい農民。「土地改革のあと、農民には分化が生じている。もしもわれわれが農民に与える新しいものをもたず、農民が生産力を高め、収入をふやし、みんな一緒に豊かになるよう援助することができなければ、貧しい農民はわれわれを信じなくなり、共産党について行くのはつまらないと思うだろう。土地を分けてもらってもやはり貧しいとなれば、どうしてついてくるだろうか」（毛沢東「農業協同化についての弁論と当面の階級闘争」1955年10月11日）。

ここに毛沢東の心情の吐露を感じる。土地改革ののち、もらった土地の耕作によっては、貧困の問題、衣食住の問題が解決されないのであれば、農民は共産党から離反するだろう。この憂いが毛沢東の焦りをもたらしたことは否定できないであろう。毛沢東は土地改革ののちも生産力が低く、収入が少なく、貧困であることは、農業の社会主義的改造＝農業協同化によって解決することができ、そうすることによって「資本主義の根を断ち切る」ことができると考えたようである。

なぜ土地改革が農民の貧困の問題を解決できなかったのか。土地改革は不可避であったが、その土地改革が農民に与えたものが、余りにも少なかった。それは何故か。中共は1950年代の初期の時期に深く考えることが少なかった。劉少奇と中共山西省委員会との間に、「農業社会主義」論争が交されたが、私のみるところでは不毛に終わった。毛沢東の憂いと焦りについて、私の40年間の中国研究の過程で、最近の10年に気がついたことではあるが、略述しておきたい。

まず、なぜ土地改革が中国農村の貧困の問題を十分に解決できなかったのか。それは旧時代に地主階級に収奪された高率地代が、地代率としては高率であったが、土地改革によって我が所得にしたとき、農民の生活に豊かさをもたらす程のものではなかったことである。農民の一部は一旦手に

した土地を、それがそのままでは貧農を富裕に変える手段ではないことが明らかになったとき、自ら手離すことになった。

次に、これは両極分解の一つの指標ではあるが、他の極に「資本主義の方向に発展する富裕中農」の存在を予定するものであったのか。「農村における資本主義の自然発生的勢力」の発展を意味する現象であったのか。問題の核心は「農村における両極分解の現象」を、農村が「資本主義の方向に発展する」過程の現象とみるか否かである。

中国農村の新民主主義革命の全過程は、そのこと自体が革命の新民主主義的性質を規定するのであるが、農業生産力のいちじるしく低い水準、地主収取を奪還し、すべての土地生産物を所得するに至っても、貧困の問題を解決するのに遠かった、そのような水準を基調とした。農民が「戸として独立する」(山田盛太郎)に遠く及ばない、低い生産力水準が特徴であった。

いわゆる「農業基礎」論。山田盛太郎先生はその著作『中国稲作の根本命題』で、1941年当時の考察によって中国の農家の経済力は日本農家の18%の水準にあることを指摘して、つぎのように論じた。(p.23)。

「中国農業社会の細胞形態としての農戸のこの乏しき、そのことが次の二点を明瞭ならしめる。1. この乏しさを以ては農戸は『戸』として独立することは困難で、勢ひ、原生的な血族的紐帯に結びつけられた宗族関係が農業生活の根帯をなすこと。2. 農村から分解して出る苦力・土匪・流亡の龐然たる大群の存することこれである」。

水稲作に代表される中国農業生産力の水準は、今日においても基本的には変わらない。それはいわゆる「農業基礎」論にみることが出来る。1960年の年度経済計画の提案に当り、国家計画委員会主任李富春が、「工業を導びき手とし、農業を基礎とする国民経済の発展の方針」を説明した。これが「農業基礎」論の端緒であり、今日に至るまで、中国の国民経済において占める農業の地位を説明する理論として継承されている。その場合、いくらかの誤解を伴いながら、しばしばK・マルクスの『資本論』や『剰余価値学説史』の文章が論拠とされている。『資本論第3巻第6篇第47章「資本主義的地代の生成」に、つぎの論述がある。

「重農学派における正しい点は、剰余価値の生産、したがってまた資本の発展は、自然的基礎から見れば、事実上すべて農業労働の生産性にもとづいているということである。もしも、およそ人間に、一労働日のうちに一人一人の労働者が自分自身の再生産に必要とするよりも多くの生活手段、つまり最も狭い意味ではより多くの農業生産物を生産する能力がないならば、すなわち、もしも一人一人の労働者の全労働力の毎日の支出がただ彼の個人的な必要にとって不可欠な生活手段を生産するに足りるだけならば、およそ剰余生産物も剰余価値も問題にはなりえないであろう。労働者の個人的欲望を越える農業労働の生産性は、あらゆる社会の基礎であるが、またことに資本主義的生産の基礎である」(邦訳、大月書店版p.1007)。

この論述の核心は、資本主義、つまり商品経済の最高の発展はその「自然的基礎」を、農業労働の生産性に置くという指摘である。この農業労働＝自然的基礎論は、一つには商品経済の最高の発展を可能とするまでに、農業労働の生産性が向上したことであり、もう一つは現実の資本主義は自明の理として、そのような農業労働の生産性を前提としていることである。中国の云う「農業基礎」論は主に前者の意味として理解される。この論点にそくして、マルクスは『資本論』のなかで、つぎのように論じた(同前、p.820)。

「食料の生産は彼らの生活とあらゆる生産一般との第一の条件なのだから、この生産に費やされる労働、つまり最も広い経済の意味での農業労働は、利用できる労働時間が全部直接生産者のための食料の生産に吸収されてしまわなくてもよいように、つまり農業剰余労働、したがってまた農業剰余生産物が可能になるように、十分に生産的でなければならぬのである」。

この指摘のように、中国では農業は国民経済の基礎であり、食糧生産は「基礎の基礎」をなすのである。マルクスの論点は今日云うところの商品化率の高低にある。中国農業における食糧生産物の商品化率(貿易糧/糧食収穫量)は1978年に16.6%であったが、1980年のその生産力の急上昇により、1991年の糧食収穫量4億3529万トンの商品化率は31.3%に達した。しかし、生産の3分の2が農家の自家消費(県内消費)に吸収されている現

実は重い。しかし、この10年間の変化は急速であり、1978年と比べて1991年の糧食収穫量は42.8%増であったが、商品化＝「貿易糧」は168.8%増であったことは特筆に値する。

「農業基礎」論を評価すると、まず1960年代に国民経済発展の政策論として、「工業主導、農業基礎、論が提唱された。例えば農業は食糧生産、工業原料農産物（ex、綿花）、労働力、資金蓄積、工業品市場など「5点作用」が指摘された。のちになると、マルクスが「自然的基礎」として指摘した、国民経済発展の段階をしめす論として、例えば「社会主義の初級段階」説の一つの含意として、「農業基礎」論が論じられるようになった。しかし、中国経済の現代化、改革の開放政策が推進された1979年からすでに13年を経過し、この間に「工農業総産出額」のうち「農業総産出額」の占める比重も26.6%から22.4%に低下した。工業の比重は73.4%から77.6%へ上昇した。国民経済の再生産は漸次に工業生産が主導的役割りを強めた。したがって、今日の状況は工業・農業の再生産構造が国民経済の主要な課題となり、それにつれて「農業基礎」論は再生産論に包含される状況と云うべきではないか。

「統分結合の重層経営」。中国農業は1979年から1984年に至る間に、個人責任制（連産承包家庭責任制）を動力として急発展し、1984年に食糧生産は史上最高の4億トン水準（粳計算）に達した。1985年は農業現代化の第2段階を迎えると予定されたが、1985年～88年の4年間は4億トン水準にとどまる「停滞」を経験した。1989年以降、糧食生産は4億トン水準で安定的に発展する軌道に乗り、「停滞」を脱した。

農業生産力の構造が変化した。1979年～84年期は家庭経営方式により、土地と労働力の結合した生産力構造であった。1989年以降は、家庭経営＝分散経営と各種集団施設＝統一経営の「統分結合の重層経営」に移行した。郷鎮企業は農村過剰労働力を吸収して所得形成の場を創出し、集団経済＝農業関連施設にたいする資金供与機能、つまり「以工補農」の機能を果たすようになった。そして各種の農業関連の技術施設、開発機関、農業加工施設などの集団経済＝サービス供与（社会化服務体系）が家庭経営を包摂する農業生産力構造が、

東部一帯で創出された。1990年代にはそれが中西部へと波及しはじめた。

このような農業生産力構造は、家庭経営を基礎としている点で、これまでの歴史過程で出現した農業生産合作社、農村人民公社と対比されるものである。「統分結合の重層経営」は新しいタイプのインフラストラクチュアと結合した家庭経営として、実態調査を重ねて研究すべき新しい事物である。

## 追 憶

研究生活半生の記は、上述概説の如くである。この半生のあいだ、実に多くの先人学究に接し、その人びとの学問的蓄積から教えを得た。また、学術研究における同僚に恵まれ、研究生活の支えを得た。

信夫清三郎先生からは産業労働調査局において、労働調査を通じて調査研究の方法と調査報告の書き方について教育を受けた。とくに研究資料の渉猟と研究ノートを作成は、先生の経験を細かに聞くことができた。先生の大量の研究ノートには及ばないが、私はそれを至上の研究方法として継承に努めた。信夫先生は1992年10月13日、83歳で逝去された。

福島正夫先生は『中国人民公社の研究』を執筆された頃から知遇を得た。福島先生、仁井田陸先生の推薦を受けて東京大学東洋文化研究所の研究活動に長期間参加することができた。研究会において受けた両先生からの質問は、そのまま研究指導であり、1960年代から70年代に至る時期の、私の中国研究の視野を確定するものであった。福島先生は1989年12月14日、83歳で逝去された。

高松圭吉先生は、私が青年から壮年に至る時期に、学術研究の道を拓いて下さった。東京農業大学農業経済学科の責任者であり、また先輩でもある。一つの岐路において、学術研究の道を指示して下さい。現在、相模女子大学学長である。

農村経済研究は絶え間ない農村調査によって活力を与えられる学問分野である。自宅の生活から離れ、研究室を出ることを強いる。当人の私にとっては不可欠であるが、家族にとっては不遇の極みであり、犠牲である。このことは私の反省である。

（すがぬままさひさ 教授）

（1993. 3. 31受理）

<資料>

## イ. 農村調査40年の記録

### (1) 日本農村の調査 1952年—1992年

- |    |      |   |
|----|------|---|
| 九州 | 鹿児島県 | 出水市。養鶏農協＝専門農協、加工協同会社、販売網 1984年7月  |
|    | 熊本県  | 菊地郡泗水村＝山村農業、多角経営、夫婦農業 1975年   |
|    | 福岡県  | 福岡市。三潞郡大木町＝クリーク農業と苺加温栽培 1975年<br>遠賀郡岡垣村＝北九州、近郊小規模労働集約農業 1958年<br>糸島郡＝みかん出荷と広域農協体制 1962年（芥屋）   |
|    | 佐賀県  | 佐賀市。唐津市。小城郡農協＝郡農協、農協の農業投資と集落農業管理 1982年2月  |
|    | 長崎県  | 長崎市。北松浦郡御厨村（郭公尾部落） 1952年<br>西彼杵郡西彼町＝山地みかん作 1975年  |
|    | 宮崎県  | 宮崎市。日向市 1975年＝開拓入植と酪農経営、青年運動  |
|    | 沖縄県  | 那覇市。宜野湾市＝嘉手納基地と沖縄農業問題   |
| 中国 | 山口県  | 萩市、旭町。大島郡橋町安下庄＝みかん流通と加工、調整  |
|    | 広島県  | 広島市。福山市農協＝大工場の進出、農村の変貌と農協の市域合併 1962年4月、<br>1991年10月   |
|    | 岡山県  | 岡山市。岡山市＝庭瀬、い草流通と産地商人 1955年11月<br>高松農協＝肥料購買事業と組合員組織 1984年7月<br>赤磐郡山陽町＝マスカット栽培農家と共販 1972年<br>勝田郡奈義町＝日本原演習地と山地農業経営 1975年<br>児島郡茶屋町＝水島工業地帯と高生産力地帯農業 |
|    | 島根県  | 松江市。<br>出雲市＝市域一円合併農協と組合員サービス<br>飯石郡掛合町、安来市＝町村合併と農協<br>大原郡大東町＝構造改善事業と農協  |
| 四国 | 愛媛県  | 松山市。<br>温泉郡青果農協＝みかん共販と専門農協<br>北宇和郡立間吉田町＝農業法人化－山地みかん農業 1959年   |
|    | 高知県  | 高知市。<br>安芸市＝輸送、施設園芸と農協 1979年1月<br>南国市、香美郡野市町＝米作減反と農協  |
| 近畿 | 兵庫県  | 神戸市。<br>神戸西農協＝近郊農業と農協 1980年<br>三原郡緑村、洲本市＝玉ねぎにおける産地形成と需給調整 1965年5月<br>神戸市場と近郊農業 1961年7月  |
|    | 大阪府  | 大阪市。<br>富田林＝近郊蔬菜農業と農協 1958年8月<br>泉南町＝玉ねぎ共販と出荷調整 1965年6月<br>神戸市場と近郊蔬菜作 1961年7月   |
|    | 京都府  | 京都市。亀岡市農協。  |

- 和歌山県 和歌山市。  
 那賀郡粉河町＝みかん共販（共計）と農協（東組合長）
- 三重県 津市。  
 津市＝菜種作と搾油業 1959年10月  
 松阪市、一志郡三雲村＝和牛飼育、設備投資と農協  
 桑名郡長島町＝町村合併と農協  
 伊賀・上野＝町村合併と農協  
 安芸郡安濃村＝同上
- 中部 岐阜県 岐阜市。  
 本巣郡網代村＝村行政と農協、集落組合 1957年7月  
 高山市、恵那市。
- 石川県 金沢市。羽咋市。小松市。
- 富山県 富山市、高岡市＝広域下水道と集落自治 1975年  
 福光町＝米作減反、兼業農家と農村工業（Y.K.K.） 1980年
- 新潟県 新潟市<黒崎>＝県経済連の費用構成 1962年5月  
 南魚沼郡六日町浦佐、塩沢町＝農村購買  
 新発田市佐々木、北蒲原郡加治川村、聖籠町＝米作減反と米生産力の発展・青年組  
 織 1975年  
 中頸城郡吉川町＝米作と農民運動組織の階層構成 1975年
- 愛知県 名古屋市。  
 渥美郡園芸連（田原、渥美）＝甘らんの産地形成 1958年5月  
 および高速道路化と産地競争力 1959年2月  
 知多郡園芸連（常滑）＝玉ねぎ共販と農協組織 1965年8月  
 中島郡園芸連と批把島市場＝市場の集散機能と「投げ師」の位置 1964年3月  
 近郊米流通と農協＝小牧市農協とヤミ米 1959年7月  
 豊川市＝園芸部門の農協共販
- 静岡県 静岡市。  
 「県一円農協構想」（森田豊寿）の政策論的研究 1959年  
 富士市農協＝富士早生甘藍の産地形成と農協 1956年  
 田子水産農協＝遠洋航海生活用品と農協購買事業  
 引佐郡細江町＝野菜作、共販と農協  
 磐田市＝メロン栽培の投資、技術革新、競争  
 浜松市＝地場産業と産業構造転換
- 山梨県 東山梨市＝ぶどう生産と農協共販 1960年  
 南都留郡忍野村＝米軍演習地と入会慣行 1970年
- 長野県 長野市。  
 中野市（高丘、草間）＝りんご共販と農協共選、専門部会 1959年3月  
 農産加工＝長水農協利連 1960年10月  
 松本平農協（神林、笹賀）＝広域合併農協と支所および組合員組織 1962年11月  
 1967年12月 1980年11月  
 構造改善コンサルタント調査＝白馬村、大町市、波田町、富士見町  
 伊那市、箕輪町＝農村社会変動と購買組織 1992年4月  
 上田市域農協調査＝上田市農協、塩田農協 1991年1月、浦里 1985年



- 関東 神奈川県  
 小諸市農協調査(北大井) 広域農協の支所制  
 横浜市。大楠村、下中村、厚木市赤羽  
 西湘地区、根府川、鍛冶屋=みかん栽培と農協共販、柑連  
 中郡、伊勢原農協=市域一円農協と組合員組織 1991年8月  
 津久井郡農協=郡一円農協の成立と酪農協合流 1960年  
 相模原市。肉豚流通、共販調査 1953年  
     協同会社=高崎ハム 1986年  
     土地資産基盤の農協信用事業 1991年
- 東京都 練馬区農協、築地中央卸売市場、芝浦屠場  
 埼玉県 浦和市、加須市農協  
 千葉県 千葉市。幕張=畜産公社(加工) 1958年  
     市川市=近郊農協の事業  
     香取郡大栄町=近郊蔬菜農業とマル朝出荷組合 1975年  
     多古町=水田農業と三里塚闘争  
     成田市三里塚=空港建設と高生産力畑作農業 1975年
- 茨城県 水戸市。  
     那珂郡東海村=原子力発電と砂丘農村  
     石岡市=農協協議会方式  
     土浦市=つくば市地方、広域のスーパーマーケット網
- 群馬県 前橋市。  
     吾妻郡吾妻町=山地養蚕経営と養蚕農協 1957年12月  
     群馬郡箕輪町、車郷村=相馬原キャンプと周辺農業 1952年  
     佐波郡国定村 1957年
- 東北 福島県 福島市。福島県経済連調査。  
     福島市農協=農協合併、行政区域と農協区域 1960年11月  
     郡山市、石河郡、田村郡(田村町)=農協の郡市区域協議会  
     河沼郡坂下町=農協の地域協議会(長瀬農協)
- 宮城県 仙台市。  
     玉造郡鳴子町、栗原郡築館町、若柳町=町村合併と農協 1954年  
     遠田郡南郷町、涌谷町、志田郡鹿島台町=米価闘争、米作減と農協/農協農政運動  
     の階級構成/米生産力(技術、投資)と農協、集落組合 1975年
- 山形県 山形市。  
     飽海郡遊佐町(小松)=水田農業の「構造改善」と集団生産力  
     東田川郡藤島町=自主流通米と水稻経営、農協経営 1975年  
     酒田市藤塚、穂積、広野、豊里=庄内地方米作農民の階級構成 1975年  
     (上ノ山市牧野、狸森、北町、原口)  
     長井市、東置賜郡川西町=米作減反と営農改革と農協 1980年  
     最上郡金山町=大規模山林経営
- 秋田県 秋田市。  
     南秋田郡大瀧村=大規模水稻作=構造改善と農協 1981年4月  
     湯沢雄勝地方(羽後町、稲川町、金谷、東成瀬村、雄勝町) 1971年  
     複合水稻作(水田酪農、出稼米作)の生産力構造と階級構成  
     湯沢市・並木宝石=農村進出工場と労働力調達 1981年4月

- 岩手県 盛岡市。水沢市。  
花巻市（太田、湯本、湯口、東宮野目、矢沢、笹間）＝構造改善事業と農協 1970年  
胆沢郡金ヶ崎村＝水田農業の政策的後退と農協 1988年9月
- 青森県 青森市。（東津軽郡野内町浅虫）  
弘前市、中津軽郡板柳村＝りんご農業と産地商人、出荷組合 1960年3月  
十和田市＝水田転作と農協（西瓜） 1982年12月
- 北海道 札幌市。旭川市。帯広市。  
夕張郡長沼町＝ナイキ基地と農民  
虻田郡倶知安町＝アスパラガス農業と加工業  
河西郡中札内町＝雑穀、機械化農業／農協連合会  
河東郡音更町＝酪農業と農協

## （2）中国農村の調査 1958年＝1966年～1992年

前期 1958年～1965年 中国研究所における資料の考察

後期 1966年～1992年 農村訪問調査を併行

- 広東省 広州市。  
広州市沙河公社 1969年11月、東風公社 1970年12月  
花県華東公社 1973年11月  
東莞県 1972年11月  
佛山市 1970年12月
- 湖南省 長沙市。  
長沙県高塘嶺公社 1970年12月  
湘潭市＝韶山沖 1970年12月／1972年6月／1973年11月／1974年3月／1974年12月  
／1976年11月  
株州市 1976年11月
- 江西省 南昌市。  
吉安市＝井崗山 1966年12月  
萍鄉市＝安源礦 1970年12月／1972年6月／1975年1月
- 湖北省 武漢市 1970年12月／1972年11月
- 河南省 鄭州市 1974年11月／1976年11月  
花園口公社 1974年11月、人民勝利渠 1974年11月  
新郷市（七里營、劉庄）＝1971年11月／1973年11月／1974年3月／1974年11月  
／1976年11月  
林県＝紅旗渠 1973年11月／1974年11月  
輝県＝上八里公社、黄水公社 1974年11月  
洛陽市 1977年5月  
安陽地区南崔庄大隊 1974年11月
- 山西省 太原市 1986年6月／1990年11月  
榆次市＝大谷、祁県、平遙 1990年11月  
陽泉市＝昔陽県大寨村 1972年12月／1973年6月／1973年11月／1976年11月  
太原市郊。晋祠鎮 1986年6月  
忻州地区＝定襄県 1991年11月

- 陕西省 西安市 1977年5月  
 河北省 石家庄市 1976年11月/1987年12月/1990年11月/1991年10月  
     藁城县 崗上鎮 1990年11月  
     安国県 1991年3月  
     保定市 1989年11月/1990年10月/1991年3月/1991年11月/1992年10月  
     徐水県 大寺各庄郷 1990年11月  
     安新県 (白洋淀) 1990年11月  
     満城県 1992年10月  
     新城県白溝鎮 1989年12月  
     唐山市遵化県建明公社西舗村 1974年11月、沙石峪 1970年12月  
     涿県高碑店公社 1969年11月  
 天津市 天津市 1979年10月 武清県楊村 1969年11月/1972年12月  
 北京市 北京市。順化県焦莊戸 1966年12月  
     海淀区四季青 1976年1月  
     豊台区南苑公社西鉄匠營 1966年12月/1973年11月  
     朝陽区将台公社 1968年10月  
     豊台区紅星公社 1974年11月、中国アルバニア公社 1974年3月  
     豊台区芦溝橋公社 1983年3月  
 江蘇省 南京市。  
     南京市栖霞鎮 1966年12月  
     蘇州市 1976年1月  
     楊州市 1976年1月 (邗江県湾東公社/1980年10月、江都水利工程)  
         城東公社/1979年6月  
     南京市儀征県青山果樹園 1976年1月  
     無錫県前洲郷 1986年6月 梅村公社 1981年10月  
 浙江省 杭州市 1966年12月 西湖公社 1976年1月  
 上海市 上海市。1966年12月/1968年10月/1973年1月/1979年3月/1979年10月/1990年  
     10月/1991年3月  
     嘉定県長征公社 1976年1月  
         馬陸公社 1986年7月/1989年2月  
     宝山県劉行公社 1968年10月 彭浦公社 1972年12月 江湾公社 1979年3月  
     嘉定県黄渡公社 1972年6月  
     上海県華庄公社 1975年1月  
         七一公社 1974年11月/1976年11月  
         新涇公社 1977年5月  
     〔陳錫根先生講話〕-1986年7月/1989年2月  
 吉林省 長春市 1979年3月/1979年9月  
 遼寧省 瀋陽市東嶺区二一三公社 1966年12月 運河站公社 1979年10月  
     鞍山市=湯崗子 1966年12月  
     撫順市 1979年10月

## ロ. 農村調査偶感 (要旨)

はじめに。「調査なくして発言権なし」/空論の戒め。仮説とロケーション。

「日暮れて道遠し」は真理か/「日暮れ」認識が前提。

「門前の小僧、習わぬ経を読む」の40年=「泳ぎによって泳ぎを覚える」/「経」と感情を学ぶ

### 〔日本農村調査〕

#### 1. 初体験

長崎県御厨村郭公尾部落/遊上孝一

宮城県築館、若柳、鳴子=「町村合併」テーマ/舟山三郎

「青森県農協の基本問題」調査-津軽平野/洪川伝次郎

岡山県水島=新産業都市周辺農村

#### 2. 人物との出会い

粉河、三雲、出水、松本平(笹賀)、佐賀県神埼郡、泗水、三瀧、吉川町、南郷町、上ノ山市、  
雄勝郡、酒田市=東北農村の群像-駒口盛、高橋良蔵、佐藤藤三郎、佐藤繁実

#### 3. 農村改革発見

立間、(愛媛県=農業法人)西山組合長

出水市養鶏農協(寺師参事)加工と協同会社

渥美郡(中島郡、知多郡)農協と園芸連合会と「投げ師」市場

富田林市加温式施設園芸 磐田地方メロン

#### 4. 「農村運動」の構造

秋田県(雄勝) 新潟県(上越) 山形県(置賜) 宮城県(大崎地方)  
=構造、リーダー、構成員、「活動家」

補。長野県の運動-「農協に吸収された革新」「信州社会主義」羽生三七の事績

#### 5. 調査論覚え書き

##### イ. 調査と研究

近藤康男先生「調査の結果は農協の役に立つものはない」(中野市)

内閣経済審議会専門委員の失敗と反省

##### ロ. 自分で自分を調査する

神奈川県高座郡北部農協青年連絡協議会 肉豚の販売の実情 山口巖氏の指導

秋田県湯沢・雄勝地方

新潟県上越地方(中頸城郡吉川町、柿崎町、高田市)

宮城県大崎地方(遠田郡南郷町)

##### ハ. 調査と政策=実践との関与

松本平農協成立のいきさつ 赤羽重太氏

広島県福山市農協の合併 佐々木弘光氏

神奈川県津久井郡農協の合併 宮崎堂氏

静岡県「一県一農協」構想 森田豊寿氏と栗原祐幸氏

福島県の構造改善と農協合併 三瓶勲氏

宮城県連合会の共通役員制 駒口盛氏

##### ニ. 実態調査と統計調査の相互関係

『青果物卸売市場調査報告』の生い立ち/及川章夫

官庁統計調査の利用の限界

実態調査＝主と統計調査＝従の関係

随想：『米及び麦類の生産費』調査と『農家経済調査報告』との距たり

－いわゆる「みなし数値」の虚実－

ホ. 調査研究と実践との関係

外国研究における「実践」の乖離

自然科学の「実験」と社会科学の「調査」の関係に因んで

## 〔中国農村調査〕

はじめに。「中国研究」について－尾崎庄太郎との出会い－

(1) 「支那学」sinology の系譜－「北面の書齋」と京大人文研の作風

満鉄調査部・「兵用地誌」研究の時代 天野元之助

東亜研究所・「支那抗戦力調査」の「社会科学」

(2) プロ科同盟「中国研究」の登場－「現代中国研究」の端緒＝尾崎秀実

Witt Vogel『支那経済社会』研究の挿入・「科学」の登場 平野義太郎

(3) 「China Watcher」の出現＝共同通信社／アジア経済研究所／国際問題研究所＝「プロレタリア文化大革命」（1966～76年）の前と後

日中国交回復 1972年9月29日以後

(4) 専門別学術交流と中国研究 Area study の結合 東大東文研＝仁井田陞、福島正夫、池田温、中根千枝

## 6. 中国農村初見

1966年12月 東北瀋陽市郊東陵区二一三公社－「夜明けの国」ロケーション－

南京市郊栖霞鎮十月公社－鑑真和上の故事－

北京市順義県焦壯戸～『華北農村慣行調査』の表裏

1970年12月8日 「周恩来との問答6時間」＝章文晋後日譚

## 7. 中国史展開の屈折の村々

広東省花県 「太平天国乱」 洪秀全の故郷

吉安市＝井崗山 1966年12月 国民革命から新民主主義革命への移行

七里営・劉庄 1971年11月 新民主主義革命から社会主義革命への転換\*（史来賀氏、呂書墨氏）

建明公社西鋪村 1974年11月 「社会主義の高潮」社会主義農村の模索

徐水県 1990年11月 人民公社の先駆的経験 社会主義農村の模索。

昔陽県大寨大隊 1972年12月 毛沢東「農業学大寨」1975年会議、1976年会議

－陳永貴と賈来恒と－

\*補。1950年劉少奇による山西省〔長治専区他〕＝「農業社会主義、としての批判

## 8. 「農業を基礎とし工業を主導とする」社会主義の発展

河南省林県紅旗渠 1973年11月

楊州市城東公社江都水利工程 1976年1月

生産隊農業～社隊工業「亦工亦農」＝「支農工資」～地方五小工業

## 9. 郷鎮企業－〔以工養農〕－滄県から蘇南へ－1980年代の前半から後半への推移－

無錫市無錫県前洲郷 1986年6月 郷鎮級企業

上海市嘉定県馬陸公社 社隊工業 1986年7月

保定地区徐水県 県級国营企業 1990年11月

石家荘地区藁城県＝以工養農 1990年11月

保定地区京利毛紡廠（私営） 1992年11月

10. 農村市場経済 - 「市場経済」の歴史的位相 = 地方的現物経済の破砕へ  
 河北省新城県 1989年12月 皮革加工品市場  
 // 安国県 1991年3月 薬材交易市场  
 // 蠡 県 1992年11月 農貿市場 (原料皮革)  
 // 定州市供銷社 1992年11月 鎮級李辛顧供銷合作社
11. 中国農業の生産力状況  
 山田盛太郎「戸として成立し難き生産力」〔珠江デルタ農村〕  
 1990年代 人口11億 (農村8億、労働力3億人) 4億2000万トン 商品化率30%  
 市場経済の促進作用 = 商品流通 労働力の戸籍制度による流動抑止  
 農業社会化服務施設 = infrastructure と家庭経営の結合 = 統分結合の重層経営の示唆

### 〔調査・研究と教育の関係〕

12. 「農業経済論」の位置
- イ. 農村調査と農業経済学研究  
 事例調査 = 事実認識 = 事例の累積  
 事実認識 = 普遍化と理論形成に帰納
- ロ. 農業経済学から農業経済論へ  
 東京農大農学部農業経済学科 1960~67年度 (地代論研究)  
 本州大学経済学部 1968~73年度 (価格論研究)  
 長野大学産業社会学部 1974~92年度 (社会論研究)
- ハ. 転換  
 調査研究 その成果の教材 (教育) 化  
 教育のための研究 研究のための調査へ
13. 教育 = 学生に学ぶ
- イ. 3-4年生 上原信博著『農業政策論』 → 論文「現代日本の農民層分解に関する試論」
- ロ. 入門ゼミ 古典を読む  
 「反デューリング論」 1977年 市民社会 = Bürger-Kapitalist に進化  
 「空想から科学へ」 1992年 ソ連の挫折、現代社会主義論考  
 「アジア的生産様式」 1991年 天安門事件、アジア社会と市民社会と  
 「先行社会の諸形態」 1990年 歴史観と市民社会論  
 「家族・私有財産・国家の起源」 1989年 社会と国家。同一性と対立性  
 「賃労働と資本」 1975年 市民社会の労働力商品 = 等価関係と平等関係  
 「賃金・価格・利潤」 1988年 経済的等価と政治的平等の関係

### ハ. 農村調査40年 - その時代情況と論点 - (摘要)

#### 1. 1950年代前半期 (1945~1955年)

情況 - 戦後改革と食糧危機

農地改革と自作農制 = 土地所有問題

“再版半封建的土地制度、説、論争。

食糧危機・食糧緊急措置令

中国の農村

- 新民主主義革命

1947年「土地法大綱」

1949年 中華人民共和国成立

1950年「中国土地改革法」

- 農協設立＝農業会の事業・資産の継承  
＝農協経営不振と再建整備
- 農業団体再編成＝農協中央会制度＝系統農協制度問題  
(町村合併助成法)
2. 1950年代後半〔1955～1960年〕  
 情況－高度経済成長 1955年「神武景気」  
 経済成長、農村若年労働力流出「離農離村」  
 工業と農業の所得格差＝所得問題  
 農業の商業的改造＝流通、価格問題  
 農業法人化論争＝立問方式、  
 「農協体質改善」運動
3. 1960年代〔1961～70年〕  
 情況－経済成長と農業近代化  
 農業基本法(1961年)－所得均衡と労働力流動化  
 農協合併助成法、農業近代化資金助成法、畜産物価格  
 安定法、肥料価格安定法、農業構造改善事業  
 米価運動の転換。パリティ方式→生産費、所得補償方式  
 へ。所得政策としての価格手段。  
 農協＝事業伸長と肥大。財務不均衡化。
4. 1970年代〔不況、1974～1984年〕  
 情況－低成長、政策転換と進路模索。  
 1970年総合農政〔新都計法、農振法、農地法改正〕  
 米生産制限政策＝水田利用再編対策  
 兼業的生産力体系と兼業的所得＝家計構造  
 農協＝事業停滞、兼業化農村基盤と農協の矛盾  
 「農協制度問題」再検討＝全中、農林省 1973年
5. 1980年代〔自由化、1985年以後～〕  
 情況－金融自由化、食管制緩和、農産物輸入自由化の漸  
 進と農協経営の不安定化  
 1979年第15回全国農協大会、1980年代農業課題と農協の  
 対策。米の単年度需給均衡方式など。  
 1980年度農協決算、30年ぶり減益＝経営の深刻な不安定  
 化。伸び率と占有率の低落。  
 1988年3月「米流通改善大綱」  
 1988年第18回全国農協大会決議＝農協合併と連合会の組  
 織整備  
 1989年2月、農水省(農協課)「基本通達」学経代表権理  
 事、理事会の法制化など＝企業的整備を促す
- 1951年12月 「互助合作決議」  
〔左傾〕
- 1953年12月 「農業合作社決議」
- 1955年7月 毛沢東「農業合作化  
問題」
- 1955年 農村、社会主義高潮  
1957年 大躍進、土法製鋼  
1958年8月 農村人民公社  
〔左傾錯誤〕
- 1959年 中共廬山會議  
1960年 「農業基礎、工業主導」の  
発展方式
- 1962年 中共8期10中全会  
農業60条＝人民公社3級所有制、  
「三自一包」  
毛沢東 対 鄧子恢
- 1963～66年 農村社会主義教育運  
動
- 1964年 「農業学大寨」  
1966～76年 「文化大革命」と「抓  
革命、促生産」
- 貧農下層中農協会
- 1970年9月 北方14省農業會議  
昔陽県＝農業学大寨  
地方五小工業  
社隊企業〔新3級所有制〕
- 1975年第4期全国人民代表大會  
經濟發展2段階構想と四個現代  
化方針
- 中共10期3中全会 1978年12月  
工作の重点を現代化建設に置く  
戰略／農業發展加速決定と人民  
公社条例の決定
- 1982年1号文件＝農業生産責任制  
への移行を提起。
- 1983年1号文件＝政社分設と社隊  
企業の發展を指示。
- 1984年 食糧生産4億トンに達す  
1985年～89年 農業「徘徊」期へ  
1990年 食糧生産4億トン超過